佐賀県告示第 253 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成 30 年 6 月 26 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 保安林予定森林の所在場所

伊万里市大川町東田代字船ノ元 1061 番 1、1061 番 2、1063 番から 1066 番まで、1069 番、字向拝川 1498 番 1、1499 番 3、1503 番、1505 番 1、1505 番 3、1507 番 1、1507 番 4、1508 番 1、1510 番 1、1511 番 1、1511 番 3、1512 番 1、1512 番 2、1513 番 1、1514 番、1515 番、字小吹 1519 番 2、1521 番から 1523 番まで、1525 番、1528 番から 1531 番まで、1537 番、1538 番、1542 番、1544 番 2、1544 番 4、1546 番、1548 番、1549 番、1553 番、1562 番 1、1562 番 3、1580 番、字拝川 1131 番、1135 番、1165 番

2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町 に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県農林水産部森林整備課及 び伊万里市農山漁村整備課に備え置いて縦覧に供する。)